

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

<副学長の職務について> 第92条第4項関係

- 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

<教授会の役割について> 第93条関係

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

2. 国立大学法人法の改正

<学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- 学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- 国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

<経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

<教育研究評議会> 第21条第3項関係

- 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

<その他> 附則関係

- 新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「の職務を助ける」を「を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改める。

第九十三条第一項を次のように改める。

大学に、教授会を置く。

第九十三条第一項の次に次の二項を加える。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なも

のとして学長が定めるもの

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下こ

の項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「うちから」の下に「、学長選考会議が定める基準により、」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

第二十条第三項を次のように改める。

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

第二十七条第三項を次のように改める。

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 新旧対照表
○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑤ する。 ⑩ (略)	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。 ⑤ する。 ⑩ (略)	
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行ううに当たり意見を述べるものとする。 ③ 一二三位の授与 ① 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ② 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。 ② 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。 ⑤ する。 ⑩ (略)	
② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	(新設)	(新設)

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後		改 正 前
		（役員の任命）		（役員の任命）
第十二条	（経営協議会）	第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。		第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
2	第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いたる者で、大学に該当する者	前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二（略）		前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二（略）
3	（略）	3（6）（略）		3（6）（略）
4	（経営協議会）	第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。		第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。
5	第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いたる者で、大学に該当する者	国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは、当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。		国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは、当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。
6	（略）	（略）		（略）
7	（経営協議会）	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。		第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
8	第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いたる者で、大学に該当する者	経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員		経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員
9	（略）	（新設）		（新設）
10	（経営協議会）	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。		第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
11	第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いたる者で、大学に該当する者	経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員		経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員

4 5 6	(略)	3	て学長が任命するもの 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員で なければならぬ。			
4 5 6	(略)	3	て学長が任命するもの の二分の一以上でなければならない。			
2	教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	2	(教育研究評議会)	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	
2	教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	2	(教育研究評議会)	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	
3	三二一 学長が指名する理事 三二二 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 三二三 第二項各号に掲げる者のか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要な事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を評議員とする。 (略)	3	(教育研究評議会)	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	
3	三二一 学長が指名する理事 三二二 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者 三二三 第二項各号に掲げる者のか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要な事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を評議員とする。 (略)	3	(教育研究評議会)	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	
2	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (経営協議会)	2	(経営協議会)	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	
2	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (経営協議会)	2	(経営協議会)	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	
3	三二一 機構長が指名する理事及び職員 三二二 機構長が指名する理事及び職員	3 4 5 6	(略)	前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。	前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。	

2	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (経営協議会)	2	(経営協議会)	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	
2	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (経営協議会)	2	(経営協議会)	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	第二十一条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	
3	三二一 機構長が指名する理事及び職員 三二二 機構長が指名する理事及び職員	3 4 5 6	(略)	前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。	前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。	

4 3 | 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
6 | 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員で
な
れ
ば
な
ら
な
い。
(略)

4 3 | 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
6 | 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数
の二分の一以上でなければならない。
(略)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 附帯決議

衆・文部科学委員会（平成 26 年 6 月 6 日）

- 一、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 二、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 三、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聞くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 四、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果すことができるよう、万全を期すこと。
- 五、学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 六、教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。
- 七、国のＧＤＰに比した高等教育への公的財政支出は、ＯＥＣＤ諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

参・文教科学委員会（平成 26 年 6 月 19 日）

- 一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聞くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。
- 四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業績評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果すことができるよう、万全を期すこと。
- 六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。
- 七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。
- 九、国のＧＤＰに比した高等教育への公的財政支出は、ＯＥＣＤ諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。